の無断利用を防ごう!

〜 農地の売買・貸借・転用には許可が必要です!

第5条 長の許可が必要です。 ギ等を植林する場合も転用となり、 ばなりません。また、農地に桜やクヌ 水産大臣の協議・許可)を受けなけれ **積が4ヘクタールを超える場合は農林** 資材置場等の農地以外のものにする 田や畑といった農地を宅地、 町長の許可(農地の面 (農地法第4条、

場合、農業委員会へ農地転用制限例外 る場合等は、 業経営施設(農舎、畜舎等)に転用す 全のために必要な施設(水路、農道等) ただし、 **2アール未満の農地を自己用の農** 自己所有の農地の利用・保 許可が不要です。(この

の届出を提出してください



ケースがあります。 農地転用の手続きには、 次の2つ

②農地の転用を目的として、 ⑴農地の所有者自らが、農地の転用を 賃貸借権などの権利を移転したり設 する場合(農地法第4条) 所有権や

※手続き内容によって、添付書類等提 出するものが異なります。 定する場合 (農地法第5条)

■許可なく貸借や転用をしたら?

場合は町長が工事の中止や原状回復な が無効になります。また、違反転用の 作権の保護や権利移転などの法律行為 容と異なる目的で転用した場合は、耕 どを命ずることができます 無許可で転用した場合や、許可

町有地売却ので案内

町では、一般競争入札による方法で次の町有財産(土地)を売却します。

受付日程など詳細な情報については、町ホームページへ掲載および財政課、各総合支所に備え付けて います『周防大島町有地売却のご案内』(令和3年度物件番号③,④,⑤)それぞれに掲載していますので、 ご確認ください。

■売却物件[令和3年度]

ターで取りまとめています。

農地の有

効活用を希望される方は、ぜひご利用

ください。

したい)」「買いたい(借りたい)」と

農地銀行は、農地を「売りたい (貸

■農地銀行とは?

いう希望を周防大島担い手支援セン

- ○物件番号③/面積 3,953 ㎡
 - 小松開作字花園 1332番1(畑)
 - · 小松開作字花園 1332 番 2 (畑)
 - 小松開作字花園 1332 番 4 (山林)
 - ・ 小松開作字花園 1332番 5 (ため池)
 - 小松開作字花園 1332番6(畑)
- ○物件番号④/面積 1,486 ㎡
 - 小松開作字小遠松 1354番1(畑)
- ○物件番号⑤/面積 1,916 m²
 - 小松開作字小遠松 1355 番 1 (畑)
 - ・ 小松開作字小遠松 1355 番 3 (ため池)

■物件について

- 旧田布施農業高校大島分校の実習園跡地です。
- ・農地に関係する取引となりますので、入札参 加受付にあたっては、耕作目的、転用目的のど ちらであっても農地法の許可を受ける見込みの 証となる「買受適格証明書」の添付が必要とな ります。

■現地説明会

現況や入札の実施方法について等、現地説明 会を開催します。(物件番号③④⑤合同)

7月29日休) 午前10時~11時

※参加希望者は、7月28日例の正午までにご連 絡をお願いします。

問い合わせ 財政課 0820 (74) 1006